

認知症の人と家族を 地域で支える

市内で行われている認知症の人やその家族を支える
取り組みを紹介します。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域の人、専門職など誰でも参加できます。参加者は交流しながらゆったりと過ごし、認知症についてもわかりやすく学ぶことができます。

名称	場所	開催日	時間
つくしカフェ	市総合福祉センター	偶数月第1火曜日	午前10時～ 午前11時30分
土師カフェ	土師地域交流サロン	奇数月第2火曜日	
尻海カフェ	玉津コミュニティ	毎月第4金曜日	
健脳カフェゆう	邑久町尾張（個人宅）	毎月第3火曜日	要相談
Fashion with Café	不定（要相談）	依頼後調整	



つくしカフェの様子

■出張カフェをぜひご利用ください！

興味はあるけれど交通手段がなく参加が難しい人、会場が遠方で参加できない人向けに、お住まいの地域の集会所などに
出向く「出張カフェ」があります。希望する場合は、まずはご相談ください。

認知症介護家族の交流会

『認知症介護家族の交流会』は、認知症の人を介護している家族が同じ立場で、悩みを語り、
想いを分かち合い、また介護について勉強することで、気分転換できる場として開催しています。

	場所	開催日	時間
座談会「ホンネで語ろう！介護の悩み」 対象者：認知症の人を介護している人、 介護した経験のある人	市総合福祉センター	奇数月第1火曜日	午前10時～ 午前11時30分

〒0869-24-0001 FAX 0869-24-0061

もの忘れ相談会を開催します

もの忘れや認知症が心配な本人または家族を対象に、もの忘れ相談会を開催します。
認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気です。適切な治療を早い段階から行うことで、症状が改善したり、
進行を遅らせたりすることができます。また、検査をすることで別の病気が見つかることもあります。
「同じものを何度も買ってしまう」「探し物をすることが増えた」など、気になることや困ったことがあれば、
自分や家族だけで抱え込まず、お気軽にご相談ください。

相談は予約制（1人約30分）です。電話、FAX、市ホームページのメールフォームから、相談者の氏名
と連絡先をご連絡ください。

- ▷日時 10月2日（木）午後1時30分～午後3時
- ▷場所 瀬戸内市総合福祉センター
- ▷相談対応職員 保健師、社会福祉士、看護師など
- ▷予約期限 9月26日（金）

〒0869-22-3800 FAX 0869-22-3801



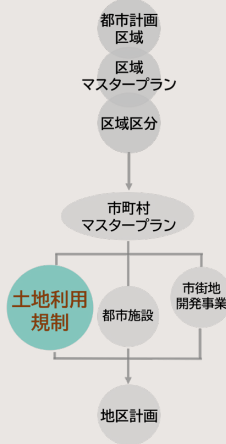
市ホームページ



みんなでつくる 都市計画 Vol.2

問 建築住宅課 都市計画準備室
☎ 0869-24-7320

市では、市民の皆さんが住みたい・住み続けたい
と思える安全で快適なまちをつくるため、新たに「都市計画」の導入に取り組んでいます。
導入に向けて、今年度から都市計画の制度などを
シリーズでお伝えしています。今回は、都市計画
の柱の一つである「土地利用規制」のうち、今後都市計画マスタープラン（案）に沿って指定を
検討している「用途地域」の制度について紹介し
ます。



01

用途地域ってなに？

▶▶▶ 住みやすいまちをつくるためのルールです。

用途地域とは、「この場所にどのような建物を建ててもよいのか」
を定めるルールです。このルールによって、住宅地は静かで安心
して暮らせる場所になり、お店の並ぶエリアでは商売がしやす
くなるなど、まち全体が快適で使いやすくなります。

ここは住宅地として
使ってほしいな



ここは商業地として
発展するように使って
ほしいな



02

どんなルールや種類があるの？

▶▶▶ 13種類のルールで建物の使い方や高さ、広さなどを定めています。

用途地域は、住む場所（住居系）、お店や会社が集まる場所（商業系）、工場がある場所（工業系）
の大きく3つに分けられ、全体で13種類の細かい地域に分類されています。それぞれの地域の目的
や特徴に合った、建物の「用途（どんな目的で使う建物か）」「形（建物の高さや広さ）」などのルール
が決められています。用途地域の一覧は国土交通省のホームページで確認できます。



国土交通省
ホームページ

用途地域の一例

住居系 第一種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を守るための
地域です。小さな店や事務所を兼ね
た住宅・小中学校などが建てられます。



商業系 近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買い物を
するお店などの業務の利便を図る
地域です。住宅やお店のほかに小
規模の工場も建てられます。



工業系 工業地域

主に工業の業務の利便増進を図る地
域で、どんな工場でも建てられます。
住宅やお店は建てられますが、学校、
病院、ホテルなどは建てられません。



03

なぜ、用途地域を定めるの？

▶▶▶ 安全・快適で魅力的な住環境をつくるためには、土地の使い方のルールが必要です。

市街地やその周辺にお住まいの市民の皆さんを中心に、住宅やお店、工場などが無秩序に立ち並ぶ状況での
生活のしづらさや通学路の安全性に対する不安の声などが多く寄せられています。また、防災や景観などの観
点から、自然環境を守っていくための取り組みが求められています。

安全・快適で魅力ある住環境をつくるためには、「土地の使い方を計画的に進めていく」用途地域のルール
を使って、まちづくりを進めていくことが必要です。

